

# 倫理規程

令和 2年 3月 3日 制 定

公益社団法人東京生薬協会（以下、当法人という。）は、1953年の設立以来、優良生薬の確保とその振興を図り、生薬業界の発展向上とあわせて国民の保健衛生の向上に寄与し、公共の福祉に貢献することを目的に活動を続けている。

当法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。

当法人のすべての事業活動に関わる理事、職員及び委員等（以下「役職員等」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

## （使命及び社会的責任）

第1条 当法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

## （社会的信用の維持）

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持向上に努めなければならない。

## （法令等の遵守）

第3条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

## （私的利益の禁止）

第4条 当法人の役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## （利益相反の防止及び開示）

第5条 当法人の役職員等は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

## （情報開示及び説明責任）

第6条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

## （個人情報保護）

第7条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

## （研 鑽）

第8条 当法人の役職員等は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程は、令和2年3月3日から施行する。